

CLAYTON UTZ

ジョイントベンチャー契約・管理の実務

クレイトン・ユッツ法律事務所
パートナー弁護士
加納寛之

2013年12月16日

© Clayton Utz

本日のトピック

1. 一般的なJVの形態
2. JVに関する意思決定
3. JVの情報へのアクセス
4. JV参加者の構成変更
5. JV参加者間のデッドロック/紛争解決
6. JVからの出口戦略

1. 一般的なJVの形態 - 各形態の概要

法人型JV

- JV参加者が株主となる合弁会社を設立
- JV資産はJV会社が所有
- JV事業はJV会社が運営
- 多岐にわたる産業で採用（資源プロジェクトでは稀）

非法人型JV

- JV参加者による契約上の取り決め
- JV資産はJV参加者が所有
- JV事業は別法人のオペレーター/マネージャー会社が運営
- 主に資源プロジェクトや建設プロジェクトで採用

信託型JV

- JV参加者がクローズドエンドの信託の受益者
- JV資産は信託の受託者が法的に所有し、JV参加者が受益権を保有
- JV事業は受託者が運営
- 多岐にわたる産業で採用

1. 一般的なJVの形態 - 各形態の主な特徴

	法人型JV	非法人型JV	信託型JV
長所	<ul style="list-style-type: none"> JV参加者の有限責任 JV会社及び株主の権利義務につき会社法が適用 JV資産の取引やJV資金の借入れが比較的容易 	<ul style="list-style-type: none"> JV収益は直接JV参加者に配分 JVレベルでの課税なし JV参加者間やオペレーターとの関係の規定の柔軟性 	<ul style="list-style-type: none"> JV参加者の有限責任 通常信託レベルでの課税なし JV資産の取引やJV資金の借入れが比較的容易
短所	<ul style="list-style-type: none"> JV会社レベルでの課税 配当の法的制限 会社法のコンプライアンス義務 清算手続の煩雑性 	<ul style="list-style-type: none"> JV参加者の無限責任 JV参加者間とオペレーターの権利義務について法律上の規定なし JV資産の取引やJV資金の借入れが比較的煩雑 	<ul style="list-style-type: none"> JV事業の運営に関する受託者への依存 JV参加者は基本的に受動的投資家

本日のトピックス

1. 一般的なJVの形態
2. JVに関する意思決定
3. JVの情報へのアクセス
4. JV参加者の構成変更
5. JV参加者間のデッドロック/紛争解決
6. JVからの出口戦略

2. JVに関する意思決定

- JVの日常的な業務に関する決定は、オペレーター/
マネージャー/受託者/JV取締役会の裁量
- 重要事項はJV参加者レベルで決定
 - ・ JV参加者の直接票
 - ・ JV参加者の代表者から構成される委員会



2. JVに関する意思決定

検討事項

- ・ 何をJV参加者レベルの決議事項とするか

決議方法

- ・ 決定事項の重要度により可決に必要な賛成票の割合を数段階設定する（例：全会一致、90%、75%、過半数）

賛成票率

- ・ 可決に必要な賛成票の割合はJV参加者の数、各JV参加者の持分比率、（経済的・技術的リソースなどの）力関係などにより左右される
- ・ 法人型JVの場合、会社法（Corporations Act 2001）上、株主の普通・特別決議事項に注意

2. JVに関する意思決定

全会一致による決議事項

- JV全体の最重要事項（例：JV契約の変更、重要事業資産の処分、事業の変更・終了、マネージャーの変更など）

特別決議（90%、75%、65%など）による決議事項

- JV事業運営上の重要決定事項や日常業務外の重要事項（例：プロジェクト計画の承認、年次計画予算の範囲外の出費・投資など）

普通決議（過半数決議）による決議事項

- JV事業運営上、オペレーター/マネージャー/合弁会社の取締役会が裁量を持たない事項（例：年次計画の承認、一定金額以上の出費など）

（注）「標準的な〇〇決議事項」というものは存在しない！

2. JVに関する意思決定

JV参加者レベルでの決定事項に関して特に留意すべき点

JV業務上の契約

- 契約の種類や金額により、締結にJV参加者レベルでの承認が必要なものをJV契約に予め規定しておく（その変更メカニズムも）
- 非法人型JVの場合、JV参加者の委任状でオペレーター/マネージャーの契約締結権限を規定しておく

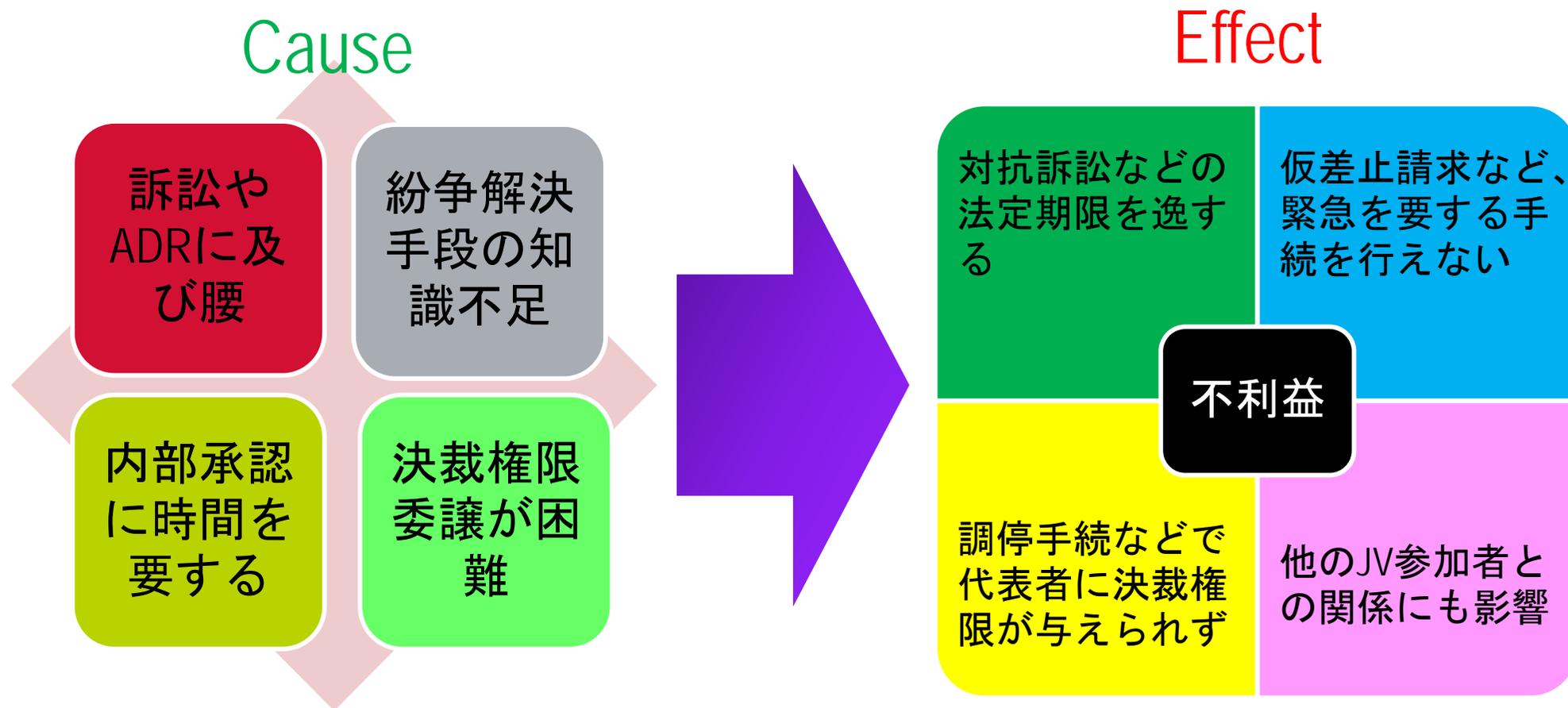
第三者との紛争

- 弁護士その他の専門家の選定、訴訟提起又は和解にはJV参加者の承認を必要とする場合が多い
- 仮差止命令など、緊急性の高い措置が必要な場合の対処法の検討も重要（次スライド参照）

2. JVに関する意思決定



日系企業ケーススタディー：第三者との紛争



2. JVに関する意思決定

日系企業ケーススタディー：第三者との紛争

対応策：

- 「話せば分かる」「相手の誠意に期待」はイザというとき通用しないことを常日頃から認識しておく
- 紛争解決手段についての知識を蓄える
- 緊急に法的手段を取る必要がある場合の内部承認手続きを確立しておく
- JV契約上、オペレーター/マネージャー/合弁会社/受託者レベルの裁量で行える紛争の基準や類型を設ける
- 調停や和解交渉の場では相手側と合意できる権限を持つ者に代理させる

本日のトピックス

1. 一般的なJVの形態
2. JVに関する意思決定
3. **JVの情報へのアクセス**
4. JV参加者の構成変更
5. JV参加者間のデッドロック/紛争解決
6. JVからの出口戦略

3. JV情報へのアクセス

JVの日常的業務に関する情報や事業の財務情報は、かかる業務を行うオペレーター/マネージャー/合併会社/受託者が保有・管理

JVの情報アクセスの重要性

JV参加者が、自分が拠出した資金が適切に運用されているかどうかの確認に必要

JV参加者がJVへの追加出資を要請された場合、出資の是非の検討に必要

JV参加者自身が、法律上の財務情報開示義務などに違反しないよう、事業の一環であるJV事業の情報が必要

3. JV情報へのアクセス

アクセスの対象となる情報の種類

- 事業計画及び予算
- JVの財務情報
- JV事業の運営状況
- JV事業のコンプライアンス関連情報（例：環境管理プラン）
- 法令違反、事故・紛争などJV参加者の株価やレピュテーションに関わる事象に関する情報
- その他JV参加者が自らの法的義務を遵守するために必要な情報

3. JV情報へのアクセス

情報保有者による 情報提供

- 年次/数年事業計画（JV参加者の承認プロセスを明記）
- 財務・事業報告（毎月/四半期）
- JV事業のコンプライアンス関連情報（関連情報がまとまり次第） etc.

JV参加者による 情報請求権

- JV参加者が情報保有者に対して情報を随時請求できる権利

JVの監査に必要な 情報提供

- JV参加者がJVの運営を監査する権利
- JV情報保有者に対しJV監査に必要な情報を提供させる権利

3. JV情報へのアクセス

その他の検討事項

- ・ 情報保有者による情報提供の頻度、迅速さ
 - ・ 情報の内容により分けて規定すべき
- ・ 面談による説明や事業所の立ち入りを要請できる権利
- ・ オペレーター/マネージャー/合併会社にJV参加者の役職員を送り込む権利
- ・ 法人型JVの場合、JV参加者が選任した取締役の信認義務（選任した株主ではなく合併会社に対して義務を負う）

3. JV情報へのアクセス



豪州企業の事例

事実背景：

- 原告は、非法人型JVの25%を保有するJV参加者
- マネージャーは、75%を保有するJV参加者のグループ会社
- JV契約には、JV参加者によるマネージャー保有情報のアクセスに関する規定なし
- JV契約には、「JV資産」の定義中に「JVに関する情報」が明示的に含まれていない
- マネージャーは、マイノリティーJV参加者に対してJVに関する出費の詳細情報を提供しなかったため、原告は情報提供を求めてマネージャーを提訴
- 裁判所は原告の主張を退け、原告は全面敗訴

3. JV情報へのアクセス



豪州企業の事例

本判決から学ぶべきこと：

- どの形態のJVの場合でも、まずJV参加者がJVに関する情報にアクセスする権利があることを明記すること
- 非法人型JVの場合、JV契約中の「JV資産」の定義中にJVに関連する情報や記録を含むことを明記すること

本日のトピックス

1. 一般的なJVの形態
2. JVに関する意思決定
3. JVの情報へのアクセス
4. **JV参加者の構成変更**
5. JV参加者間のデッドロック/紛争解決
6. JVからの出口戦略

4. JV参加者の構成変更

第三者のJV参加

Welcome

持分の一部売却の場合、売却するJV参加者の財務状況改善（将来のキャッシュコール等に対応）

JV事業全体の追加資金調達

新規JV参加者のリソース

既得権益（JVや他参加者との既存の取り決め）を喪失する可能性

新規JV参加者のJV義務履行能力への不安

継続性の喪失

Unwelcome

4. JV参加者の構成変更

第三者のJV参加パターン	潜在的な不安・問題点
既存のJV参加者による持分の一部売却	<ul style="list-style-type: none">売却交渉が他のJV参加者の知らないところで行われる可能性JVや他の参加者の機密情報の開示
株式や投資口の新規発行（法人型・信託型）	<ul style="list-style-type: none">既存JV参加者の持分の希薄化（議決権と配当の減少）
マジョリティJV参加者の変更	<ul style="list-style-type: none">新規マジョリティJV参加者のJV運営能力・手法に対する不安
マジョリティJV参加者の支配権変更（change of control）	<ul style="list-style-type: none">マイノリティJV参加者は支配権変更をコントロールできないマジョリティJV参加者のJV運営能力・手法の変化に対する不安

4. JV参加者の構成変更

検討事項: JVの機密情報

第三者の参加パターン

他のJV参加者による第三者へのJV持分の一部売却

どのような場合に検討が必要か

JV契約に、各JV参加者が「戦略的第三者」に対し自らの持分を一部売却することを目的に、JVの機密情報を開示することを原則認める条項が規定される場合

検討事項

- 機密性の高い一定の情報については開示が禁止されているか
- 情報開示は、第三者が、外部に開示情報を漏らさない秘密保持契約に署名することが条件となっているか
- JV参加者が「戦略的第三者」と交渉を開始するためには、他のJV参加者の事前の同意が必要か

4. JV参加者の構成変更

検討事項: 先買権 (Pre-emptive right)

第三者の参加パターン

JV参加者による第三者へのJV持分の売却（一部又は全部）

どのような場合に検討が必要か

JV契約に、JV参加者が自らの持分を売却することを希望する場合、第三者にオファーされる前に、他のJV参加者がその持分を買い取ることができる権利が規定される場合

検討事項

- 売却希望者が他のJV参加者に出す通知に、先買権行使の是非の判断に十分な情報が記載されるか
- 他のJV参加者が先買権行使の是非の検討と内部承認手続を行うための十分な時間があるか
- 他のJV参加者が先買権を行使しなかった場合でも、持分がオファーされる第三者を拒否できるか
- 先買権の行使や放棄に条件がつけられるか

4. JV参加者の構成変更

検討事項: 支配権変更 (Change of control)

第三者の参加
パターン

第三者によるマジョリティーJV参加者の支配権取得
(買収)

どのような場合に
検討が必要か

JV参加者の支配権が変更した場合に他のJV参加者が、
JV参加者のJV持分を取得する権利が規定される場合
(先買権の準用)

検討事項

第三者によるJV参加者の支配権取得が、JV契約上
「change of control」の定義に該当するか

- 支配権取得の対象JV参加者（またはその支配者）
が上場会社の場合「change of control」の定義から
除外されているかどうか
- 例えば日本会社法上の「株式移転」に類似する取
引が行われた場合、「change of control」の定義に
当てはまるか

本日のトピックス

1. 一般的なJVの形態
2. JVに関する意思決定
3. JVの情報へのアクセス
4. JV参加者の構成変更
5. **JV参加者間のデッドロック/紛争解決**
6. JVからの出口戦略

5. JV参加者間のデッドロック/紛争解決

主なデッドロック解消手段

みなし承認

紛争解決 プロセス

- ・ 幹部による交渉
- ・ 専門家による判断
- ・ 調停・仲裁・訴訟

Sole risk条項

- ・ 資源開発プロジェクトによく見られる

買取条項

5. JV参加者間のデッドロック/紛争解決

紛争を未然に防ぐ為に

- 出来る限り曖昧さを排したドラフトに（しかし、すべての状況を想定して曖昧さを完全になくすことは困難）
- 常日ごろから契約書を参照しながらそれに従ってJV運営をチェック
- 日ごろから情報収集を怠らない
- クレーム、請求及び合意は常に正式なレターや書面で

5. JV参加者間のデッドロック/紛争解決

日系企業の事例

事実背景：

- 日本と豪州の会社が折半で設立した法人型JV
- 合弁会社のManaging DirectorのA氏は豪州側JV参加者である豪州企業のオーナー兼取締役でもある
- A氏は自らの会社（つまり豪州サイドのJV参加者）を通し、JV事業に原材料を供給する他の会社を所有
- A氏が、合弁会社の利益より、自らが100%所有する会社の利益を優先させた行為を繰り返し行う
- A氏は、日系企業の度重なる改善要請を無視。JV参加者間の信頼関係が破綻する
- 合弁会社は当時、別件の潜在的訴訟の対象であったため、清算は現実的な選択肢ではない

5. JV参加者間のデッドロック/紛争解決



日系企業の事例

事実背景：

- 両JV参加者はJV解消に合意、日系企業が合弁会社の持分を相手方に売却
- 合弁会社の競業避止条項を含む株主間契約に基づく訴訟をお互いに起こさないことに合意
- 日系企業は自らのリソースを使用し、解消前まで合弁会社を通して行ってきた事業を継続

5. JV参加者間のデッドロック/紛争解決



日系企業の事例

本件から学ぶべきこと：

- JVの相手を良く知ること
- JVの相手方との関係が悪化した場合や、JV解消後の選択肢（豪州から完全に撤退、自力で事業を継続、他のJVを他のパートナーと組成など）を予め検討しておくこと
- JV解消方法に関する様々なオプションについても事前に十分に検討しておくこと

本日のトピックス

1. 一般的なJVの形態
2. JVに関する意思決定
3. JVの情報へのアクセス
4. 他のJV参加者による権益処分への対応
5. JV参加者間のデッドロック/紛争解決
6. **JVからの出口戦略**

6. JVからの出口戦略

検討事項 & 確認事項

保有持分売却

- JV契約上のJV参加者の持分処分に関する権利義務：
 - 他のJV参加者の先買権
 - プットオプション
 - 第三者への売却条件（価格、既存JV参加者の同意、第三者のJV参加合意など）
- 売却先の有無など、売却自体の現実性
- 法人型JVの場合、合併会社による自己株式買取の選択肢（会社法の手続きに基づく）
- 継続義務（競業避止、秘密保持義務など）

JVの解消

- 既存JV全員の合意が必要
- JV資産・債務の扱い（JVの形態により大きく異なる）
- JVと第三者との契約解除の法的影響
- 清算・解散手続
- JV参加者間の継続義務（競業避止、秘密保持義務など）
- JV事業停止による地域雇用などへの影響

6. JVからの出口戦略



豪州企業の事例

事実背景：

- Drag Along条項（JV当事者がJV持分を第三者に売却する場合に、他のJV当事者にも当該第三者にJV持分を売却することを義務付ける条項）に関する裁判
- 30%保有株主を筆頭とする、複数の株主からなる法人型JV
- 株主間契約には、一株主が誠実な買収提案を受け、60%以上の株主がかかる提案を承認した場合、全株主が保有株式を売却する義務を規定
- 筆頭株主と他の株主間のJV運営方針の違いから、第二株主が、他の株主（筆頭株主を含む）の保有株式の買収を提案

6. JVからの出口戦略



豪州企業の事例

事実背景：

- 第二株主の提案は60%以上の株主の承認を受け、筆頭株主らは自らの持分を売却
- その後、筆頭株主は、株主間契約のDrag Along条項は、既存株主ではない第三者からの買収提案があったときのみ適用されるものであり、既存株主が他の既存株主の株式を取得する手段として用いるものではないとして、第二株主を契約違反で提訴
- 裁判所は、筆頭株主の主張を認める判決

6. JVからの出口戦略



豪州企業の事例

本判決から学ぶべきこと：

- 契約を締結する際、当事者の合意内容を正確に反映しているかどうかを十分に確認・検討すること
- マイノリティとしてJVに参加する場合、そもそもDrag Along条項の是非を検討する
- Drag Along条項を設ける場合でも、同条項がマイノリティJV参加者に不利益を生じさせないように気をつけること

本日のまとめ

(マイノリティー出資者として、JVを適切に監視・管理するために鍵となるのは?)

- ・ 最も適切なJV形態を選択
- ・ 出資割合にかかわらず、同意権・拒否権など、重要な権利を可能な限り確保
- ・ 意思決定までの十分な時間
- ・ 十分な情報への適時のアクセス
- ・ 有事（JV参加者の変更・紛争など）に備える
- ・ 入口だけでなく出口のことを考えておく
- ・ 契約書は武器

Questions?

